

安曇野市告示第 583 号

安曇野市犯罪被害者等支援金支給要綱を次のように定める。

令和 5 年 12 月 27 日

安曇野市長 太田 寛

安曇野市犯罪被害者等支援金支給要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、安曇野市犯罪被害者等支援条例（令和 5 年安曇野市条例第 22 号）第 13 条の規定に基づき、犯罪被害者等の経済的負担の軽減を図るため、支援金の支給に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 犯罪行為 日本国内又は日本国外にある日本船舶若しくは日本航空機内において行われた人の生命又は身体を害する罪に当たる行為（刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 37 条第 1 項本文、第 39 条第 1 項又は第 41 条の規定により罰せられない行為を含むものとし、同法第 35 条又は第 36 条第 1 項の規定により罰せられない行為及び過失による行為を除く。）をいう。
- (2) 犯罪被害 犯罪行為（被害届等により被害を受けたことが確認できるものに限る。第 5 号において同じ。）による死亡又は重傷病をいう。
- (3) 犯罪被害者 犯罪被害を受けた者をいう。
- (4) 犯罪被害者等 犯罪被害者及びその家族又は遺族をいう。
- (5) 重傷病 犯罪行為による負傷又は疾病に係る身体の被害であって、当該負傷又は疾病の療養に要する期間が 1 月以上で、かつ、3 日以上入院を要する（精神疾患である場合は、療養に要する期間が 1 月以上で、かつ、3 日以上労務に服することができない程度であること。）と医師に診断されたものをいう。
- (6) 市民 安曇野市犯罪被害者等支援条例第 2 条第 4 号に定める市民等のうち、住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号）に基づき安曇野市住民基本台帳に記録されている者及びやむを得ず安曇野市住民基本台帳に記録をされずに市内に居住している者をいう。
- (7) 犯罪被害を知った日 犯罪被害者が死亡した場合にあってはその遺族が警察等からの連絡によりその死亡の事実を知った日をいい、犯罪被害者が重傷病を負った場合にあっては医師の診断により重傷病であると診断された日をいう。

(支援金の種類等)

第 3 条 支援金の種類は、次の各号に掲げるとおりとし、その支給額は、それぞれ当該各

号に定める額とする。

(1) 遺族支援金 30万円。ただし、既に次号に規定する重傷病支援金の給付を受けた者が、当該重傷病支援金の受給に係る犯罪行為に起因して死亡した場合にあっては、20万円とする。

(2) 重傷病支援金 10万円  
(支給対象者)

第4条 支援金の支給を受けることができる者（以下「支給対象者」という。）は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める者とする。

(1) 遺族支援金 犯罪行為により死亡した犯罪被害者の遺族（重傷病支援金の支給を受けた後死亡した犯罪被害者の遺族を含む。）であって、当該犯罪行為が行われた日において市民であった第1順位遺族（次条第2項及び第4項の規定により第1番目の順位となる遺族をいう。以下同じ。）。ただし、市長が特別の事情があると認める場合は、この限りでない。

(2) 重傷病支援金 犯罪行為により重傷病を負った犯罪被害者であって、当該犯罪行為が行われた日において市民であったもの。ただし、市長が特別の事情があると認める場合は、この限りでない。

2 前項第1号の場合において、第1順位遺族が2人以上あるときは、当該第1順位遺族が協議し、代表者として選任した者を、遺族支援金の支給対象者とする。この場合において、市長が当該代表者に対してした遺族支援金の支給は、当該第1順位遺族の全員に対してなされたものとみなす。

(遺族の範囲及び順位)

第5条 前条第1項第1号に規定する遺族は、犯罪被害者が犯罪行為により死亡した時点において、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 犯罪被害者の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。）

(2) 犯罪被害者の収入によって生計を維持していた世帯における当該犯罪被害者の子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹（以下「生計維持遺族」という。）

(3) 前号に該当しない犯罪被害者の子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹

2 遺族支援金の支給を受けることのできる遺族の順位は、前項各号の順序とし、同項第2号又は第3号に掲げる者については、それぞれ当該各号に規定する順序とし、父母については、養父母を先にし、実父母を後とする。

3 犯罪被害者の死亡の当時において胎児であった子が出生した場合における前項の適用については、その母が当該犯罪被害者の死亡の当時において当該犯罪被害者の収入によって生計を維持していた場合にあっては第1項第2号の子と、その他の場合にあっては同項第3号の子とみなす。

4 犯罪被害者を故意に死亡させ、又は犯罪被害者の死亡前に、その者の死亡によって遺

族支援金の支給を受けることができる先順位若しくは同順位の遺族となるべき者を故意に死亡させた者は、遺族支援金の支給を受けることができる遺族としない。

(支給制限)

第6条 遺族支援金又は重傷病支援金は、一の犯罪被害につき、それぞれ1回に限り支給する。

2 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、支援金を支給しないものとする。

(1) 他の地方公共団体から同様の補助を受けたことがあるとき。ただし、長野県犯罪被害者等見舞金の給付は除く。

(2) 犯罪被害の原因となった犯罪行為が行われた時点において、犯罪被害者又は第1順位遺族と加害者との間に3親等以内の親族関係(事実上の婚姻関係を含む。)があったとき。ただし、次のいずれかに該当する場合を除く。

ア 犯罪被害者が18歳未満の者で重傷病支援金の支給を受ける立場にある場合又は18歳未満であった者を監護していた場合

イ 犯罪被害者が配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(平成13年法律第31号)第1条第2項に規定する被害者であって、その加害者に対し同法第10条の規定による保護命令が発せられている場合

ウ その他市長が当該親族関係が破綻していると認める場合

(3) 犯罪被害者又は支援金の支給を受けようとする者(以下「申請者」という。)が犯罪行為を誘発したとき、その他当該犯罪被害につき、犯罪被害者又は申請者にもその責めに帰すべき行為があったとき。

(4) 犯罪被害者又は申請者が、安曇野市暴力団排除条例(平成24年安曇野市条例第3号)第2条第3号に規定する暴力団員又は同条例第7条第1項に規定する暴力団関係者であったとき。

(5) その他支援金を支給することが社会通念上適切でないと認められるとき。

(支援金の支給の申請)

第7条 申請者は、安曇野市犯罪被害者等支援金支給申請書兼請求書(様式第1号)に犯罪被害申告書(様式第2号)及び次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める書類を添えて、市長に申請しなければならない。ただし、市長が必要ないと認める場合は、当該書類の一部を省略することができる。

(1) 遺族支援金の場合 次に掲げる書類

ア 犯罪被害者の死亡診断書又は死体検案書その他当該犯罪被害者の死亡の事実及び死亡の年月日を証する書類の写し

イ 犯罪被害の原因となった犯罪行為が行われた時点における申請者の住民票の写し又は安曇野市に居所を有していることを証する書類の写し

ウ 申請者と犯罪被害者との続柄を明らかにすることができる戸籍の謄本その他の証明書

エ 婚姻の届出をしていないが、犯罪被害の原因となった犯罪行為が行われた時点において、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者であるときは、その事実を認めることができる書類（住民票の写し、パートナーシップ届出受領証等）

オ 申請者が配偶者以外の者であるときは、第1順位遺族であることを証明することができる書類（先順位の人死亡を明らかにすることができる書類等）

カ 申請者が生計維持遺族であるときは、犯罪被害の原因となった犯罪行為が行われた時点において、犯罪被害者の収入によって生計を維持していた事実を証明することができる書類（犯罪被害者の収入を証明する資料、預金通帳、家賃・光熱費等の領収書等の写し等）

(2) 重傷病支援金の場合 次に掲げる書類

ア 重傷病に該当することが証明できる医師の診断書（受傷日、療養期間、入院日数及び病名を明記したものに限る。）の写し

イ 犯罪被害の原因となった犯罪行為が行われた時点における申請者の住民票の写し又は安曇野市に居所を有していることを証する書類の写し

ウ その他市長が必要と認める書類

2 前項の場合において、申請者が精神上の障害により事理を弁識する能力が著しく不十分である者のほか、申請することが困難であると市長が認める場合は、当該申請者に代わり、次に掲げる者が代理人として前項の規定による申請をすることができる。

(1) 犯罪被害を知った日において申請者の属する世帯構成員

(2) 法定代理人（親権者、未成年後見人、成年後見人、代理権付与の審判がなされた保佐人及び代理権付与の審判がなされた補助人をいう。）

(3) 親族その他の平素から申請者の身の回りの世話をしている者等で市長が特に認めるもの

3 前項に規定する代理人による申請を行うときは、代理人は、委任状その他の当該申請の手續に係る代理権を証する書類を提出する。この場合において、代理人は、公的身分証明書の写し等を提出すること等により、当該代理人本人であることを証しなければならない。

(申請期限)

第8条 前条の規定による申請は、犯罪被害を知った日から1年を経過したとき、又は犯罪被害が発生した日から7年を経過したときは、これをすることができない。ただし、申請期限までに申請しなかったことについて、やむを得ない理由があると市長が認めるときは、この限りでない。

(支給の決定等)

第9条 市長は、第7条の規定による申請があったときは、速やかに、その内容を審査し、支援金の支給の可否を決定し、安曇野市犯罪被害者等支援金支給決定通知書（様式第3号）又は安曇野市犯罪被害者等支援金不支給決定通知書（様式第4号）により、当該申

請者に通知するものとする。

- 2 市長は、前項に規定する審査に際し、同項の申請を行った者その他関係者に対し、当該犯罪被害者又は申請を行った者の同意を得て、犯罪被害者と申請を行った者との続柄、居住の実態等、当該申請に係る状況等について調査をすることができる。
- 3 市長は、第1項に規定する審査に際し、当該犯罪被害者又は申請を行った者の同意を得て、犯罪被害の内容及び犯罪被害に関する状況等を警察その他関係機関へ照会を行うことができる。
- 4 前項の規定は、第1項に規定する支援金を支給する旨の決定後においても適用があるものとする。

(支給の決定の取消し)

第10条 市長は、支援金の支給の決定を受けた者が、第6条第2項各号のいずれかに該当することが判明したとき、又は偽りその他不正の手段により当該決定を受けたと認めるときは、当該決定を取り消すことができる。

(支援金の返還)

第11条 前条の規定により支給決定を取り消した場合において、既に支援金が支給されているときは、当該支援金の支給を受けた者は、市長が定める日までに支援金を返還しなければならない。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、令和5年12月27日から施行し、同日以後に発生した犯罪行為に起因する犯罪被害について適用する。

安曇野市犯罪被害者等支援金支給申請書兼請求書

年 月 日

(宛先) 安曇野市長

申請者兼請求者 住所 \_\_\_\_\_

ふりがな  
氏名 \_\_\_\_\_ (印)

電話 \_\_\_\_\_

被害者との続柄 \_\_\_\_\_

1 次のとおり、安曇野市犯罪被害者等支援金の支給を申請し、請求します。

|         |    |  |  |
|---------|----|--|--|
| 被害者     | 住所 | <input type="checkbox"/> 同上  |  |
|         | 氏名 | <input type="checkbox"/> 同上  |  |
| 申請・請求内容 | 金額 | <input type="checkbox"/> 遺族支援金 <input type="checkbox"/> 重傷病支援金 _____ 円                         |  |
|         | 履歴 | 同一事件でこれまでに支援金の申請をしたことが<br><input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 有の場合 ( _____ ) |  |

2 各種要件等

|      |                                     |   |
|------|-------------------------------------|---|
| 対象要件 | 私は、以下の事項に該当します。（※ 該当項目にチェックしてください。） |   |
|      | <input type="checkbox"/>            | 安曇野市犯罪被害者等支援金支給要綱第2条第1号に定める犯罪行為により被害を受けた。   |
|      | <input type="checkbox"/>            | 犯罪により被害を受けた際、安曇野市民であった。<br>(犯罪被害者の第1順位遺族で、犯罪行為が行われた時に安曇野市民であった。)  |
|      | <input type="checkbox"/>            | 犯罪による被害を受けた事実について、警察に被害届等を提出している。   |
|      | <input type="checkbox"/>            | 犯罪による被害を知った日※から本申請書兼請求書の提出まで1年を経過していない。<br>または、犯罪被害が発生した日から7年を経過していない。<br>(※犯罪被害者が死亡した場合にあってはその遺族が警察等からの連絡によりその死亡の事実を知った日、犯罪被害者が重傷病を負った場合にあっては医師の診断により重傷病であると診断された日。) |

3 振込先

|        |               |          |
|--------|---------------|----------|
| 金融機関名  | 銀行<br>信用金庫・組合 | 本店<br>支店 |
| 口座種別   |               |          |
| 口座番号   |               |          |
| (フリガナ) |               |          |
| 口座名義   |               |          |

#### 4 除外事由

|      |   |
|------|---|
| 除外事由 | <p>1 他の地方公共団体から同様の補助を受けたことがある。<br/>※長野県犯罪被害者等見舞金の給付は除く。</p> <p>2 犯罪被害者又は第1順位遺族と加害者との間に3親等以内の親族関係がある。<br/>※親族関係ではあるが、当該親族関係が破綻していたと認められる事情がある、犯罪被害者が18歳未満又は犯罪被害者が18歳未満の者を監護していた、犯罪被害者が配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律に規定する保護命令が発せられている等の場合を除く。</p> <p>3 犯罪被害者又は申請者が犯罪行為を誘発した、その他当該犯罪被害につき、犯罪被害者又は申請者にもその責めに帰すべき行為があった。</p> <p>4 犯罪被害者又は申請者が、安曇野市暴力団排除条例（平成24年安曇野市条例第3号）第2条第3号に規定する暴力団員又は同条例第7条第1項に規定する暴力団関係者である。</p> <p style="text-align: center;"><input type="checkbox"/> 私は、上記除外事由のいずれにも該当しません。</p> |
|------|---|

#### 5 申請事項に係る同意等

- (1) 安曇野市暴力団排除条例第2条第3号に規定する暴力団員又は同条例第7条第1項に規定する暴力団関係者でないことを、市が警察当局へ照会すること。
- (2) 偽りその他不正な手段により支援金を受給したと市長が認めた場合には、支援金を市に返還すること。
- (3) 上記除外事由のいずれかの事項に該当するに至ったときは、速やかに届け出ること。
- (4) 支援金の支給に係る申請に際し、提出書類により証明すべき事実を市が保有する公簿等により確認すること。
- (5) 申請者である私が、安曇野市犯罪被害者等支援金支給要綱第4条に規定する第1位順位遺族（第1位順位遺族が2人以上いる場合は、遺族間での協議で決定された代表者）であることに相違がなく、また、遺族間で問題が生じた場合には、遺族間で全て解決し、市に一切の迷惑をかけること。

私は上記内容に同意します。

申請者

(署名)

#### 6 代理申請（代理申請を行わない場合は不要）

|           |  |
|-----------|--|
| 代理申請をする理由 |  |
| 代理人住所     |  |
| 代理人氏名     |  |
| 代理人連絡先    |  |

添付書類 (次のうち、必要なもの)

|        | 添付                       | 書類   |
|--------|--------------------------|--|
| 共通     | <input type="checkbox"/> | 犯罪被害申告書 (様式第2号)  |
|        | <input type="checkbox"/> | 犯罪行為が行われた時における申請者の住民票又は安曇野市に住所を有していることを証することができる書類 (住民票の写し、戸籍の附票等)   |
| 遺族支援金  | <input type="checkbox"/> | 犯罪被害者の死亡診断書、死体検案書の写しその他死亡の事実及び死亡年月日を証することができる書類の写し   |
|        | <input type="checkbox"/> | 申請者と犯罪被害者との続柄に関する戸籍謄本その他の証明書 (犯罪被害者が18歳未満の者を監護していた場合は、その者の生年月日等が分かる書類)                                     |
|        | <input type="checkbox"/> | 申請者が犯罪被害者と事実上婚姻関係と同様の事情にあった者であるときは、その事実を認めることができる書類 (住民票の写し、パートナーシップ届出受領証等)                                |
|        | <input type="checkbox"/> | 申請者が配偶者以外の者であるときは、第1順位遺族であることを証明することができる書類 (先順位の人死亡を明らかにすることができる書類等)                                       |
| 重傷病支援金 | <input type="checkbox"/> | 申請者が生計維持遺族であるときは、犯罪被害を受けた時において、犯罪被害者の収入によって生計を維持していた事実を認めることができる書類 (犯罪被害者の収入を証明する書類、預金通帳、家賃・光熱費等の領収書等の写し等) |
|        | <input type="checkbox"/> | 犯罪被害者が負った被害が、重傷病に該当することを証明することができる医師の診断書   |
| 該当する場合 | <input type="checkbox"/> | 代理人による代理申請を行う場合は代理人であることを証明する書類 (法定代理人の場合は戸籍謄本等、任意代理人の場合は委任状等)   |
|        | <input type="checkbox"/> | 交通事故の被害者であるときは、交通事故証明書又はこれに準ずる事故が確認できる公的機関の発行した証明書の写し  |
|        | <input type="checkbox"/> | その他、市長が必要と認める書類 ( )  |



様式第2号（第7条関係）

犯罪被害申告書

犯罪被害の概要

|                       |                 |        |       |
|-----------------------|-----------------|--------|-------|
| 被害者の氏名                | ふりがな<br>氏 名     |        |       |
| 生年月日                  | 年 月 日           |        |       |
| 被害者の<br>被害時の住所        | 〒 -             |        |       |
| 被害年月日                 | 年 月 日           |        |       |
| 犯罪被害を知った日             | 年 月 日           |        |       |
| 被害場所                  |                 |        |       |
| 罪 種                   | 判明していない場合は、記載不要 |        |       |
| 被害の状況<br>(警察に届け出た内容等) |                 |        |       |
| 被害届等の提出               | 有 ・ 無           | 被害届提出日 | 年 月 日 |
| 届出警察署<br>(捜査担当警察署等)   | 都道府県            |        | 警察署   |

私は、上記の申告内容について、安曇野市が調査し、警察等関係機関が保有する犯罪被害者等の個人情報、警察等関係機関から安曇野市へ提供することに同意します。

申告日（申請日） 年 月 日

申告者（申請者）<sup>ふりがな</sup>氏名 \_\_\_\_\_ (署名)

住所 \_\_\_\_\_

電話番号 \_\_\_\_\_

被害者との続柄 \_\_\_\_\_

第 号  
年 月 日

様

安曇野市長



安曇野市犯罪被害者等支援金支給決定通知書

年 月 日付けで申請のありました、安曇野市犯罪被害者等支援金について、  
下記のとおり支給することが決定しましたので通知します。

記

- 1 支援金の種類  遺族支援金  重傷病支援金
- 2 支援金の額 \_\_\_\_\_ 円
- 3 支給予定日 年 月 日
- 4 留意事項 支給を決定した支援金は、申請のあった口座へ振り込みます。
- 5 支給決定の取消し及び返還  
安曇野市犯罪被害者等支援金支給要綱第6条第2項各号のいずれかに該当することが  
判明したとき、又は偽りその他不正の手段により当該決定を受けたと認めるときは、当  
該決定を取り消し、支援金の返還を求めます。

様式第4号（第9条関係）

第 号  
年 月 日

様

安曇野市長



安曇野市犯罪被害者等支援金不支給決定通知書

年 月 日付けで申請のありました、安曇野市犯罪被害者等支援金について、  
下記の理由により、支給しないことに決定しましたので通知します。

記

支給しない理由：